

■ 信用リスク管理について

信用リスク管理方針

当金庫グループの信用リスク管理方針は以下のとおりです。

- ・当金庫グループでは、信用リスクをお取引先の業況・財務状況の悪化、市場取引に関連した発行体の財務状況の悪化等により、貸出金や有価証券等の元本や利息の回収が困難になり、当金庫グループが損失を被るリスクとして定義し、信用リスクを適正に把握し、適正なリスク管理を行うことによって、資産（オフ・バランス^(注1) 資産を含む）の健全性の確保と収益性の向上に努めております。
- ・信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクであるとの認識のうえ、「信用リスク管理規程」や「クレジットポリシー」^(注2)を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する体制を構築しております。

（注1）オフ・バランスとは

資産・負債であっても、バランスシート（貸借対照表）に計上されないことです。オフ・バランス取引ともいわれております。

（注2）クレジットポリシーとは

与信業務の基本的な理念や手続等を明示したものです。

信用リスク管理体制

当金庫グループの信用リスク管理体制は以下のとおりです。

- ・信用リスクの評価にあたっては、「信用リスク管理システム」により、信用格付^(注3)別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のための大口と先売管理など、さまざまな角度から分析を実施しております。
- ・信用リスク量（貸出金信用リスク量・市場信用リスク量）を算出^(注4)することにより、当金庫グループが取得している信用リスクのレベルを把握しております。また、信用リスクを個別にとらえず、統合的リスク管理の枠組みの中で限度枠（信用リスク資本枠）の設定等によりコントロールすることを基本的な考えとしております。
- ・信用リスク管理の状況については、信用リスク委員会やALM委員会において協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会等への報告・審議等、経営陣に対する報告体制を整備しております。

（注3）信用格付とは

お取引先の信用リスクの程度に応じたランク付のことで、正確な自己査定および適切な引当・償却の基礎となるものです。

（注4）信用リスク量の算出とは

お取引先の業況・財務状況の悪化等の可能性の程度を推量することをいいます。当金庫グループでは、こうした可能性を統計的な手法を活用し、一定期間に予想される損失額（信用コスト）と、その予想を超えて損失が膨らむ場合の最大損失額（信用VaR）等を算出しております。

信用リスク削減手法（担保、保証等）について

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額^(注5)の算出にあたり、定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法のことで、具体的には預金担保、保証等が該当します。

当金庫グループでは、以下の手法を採用しております。

○適格金融資産担保

定期預金および定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としております。

担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲としております。

○貸出金と自金庫預金の相殺

信用リスク削減の計算上、ご融資先毎に貸出金と担保に供しない預金の一部を相殺しております。

相殺に使用する預金の種類は定期預金および定期積金としており、信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金については全額、貸出金の残存期間を下回る預金については、定められたルールに基づき調整額を乗じた額としております。

○保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債務（保証される部分に限る）について、原資産および債務者のリスク・ウェイト^(注6)に代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

（注5）信用リスク・アセット額とは

リスクを保有する資産（貸出債権など）をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことを指します。

（注6）リスク・ウェイトとは

債権の危険度を表す指標であり、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（信用リスク・アセット額）を求めるために使用する資産等の種類に応じた掛け目のことです。

■ 市場リスク管理について

市場リスク管理方針

当金庫グループの市場リスク管理方針は以下のとおりです。

- ・当金庫グループでは、市場リスクを金利、株式、為替等の様々なリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフ・バランス^(注7)を含む）の価値が変動し、当金庫グループが損失を被るリスクと定義しております。
- ・市場リスク量を算出^(注8)することにより、当金庫グループが取得している市場リスクを適切に把握してまいります。また市場リスクを個別にとらえず、統合的リスク管理の枠組みの中で限度枠（市場リスク資本枠^(注9)）の設定等によりコントロールすることを基本的な考えとしています。

（注7）オフ・バランスとは

資産・負債であっても、バランスシート（貸借対照表）に計上されないことです。たとえば、先物取引やオプション取引等の取引は、元本を想定して取引を行いますが、実際に想定元本を払い込んだり、受取るわけではないので、貸借対照表に計上されません。オフ・バランス取引、または簿外取引ともいわれております。

（注8）市場リスク量の算出とは

当金庫グループが保有する有価証券（債券・株式）等の価値の変動の程度を推量することをいいます。

当金庫グループでは、信用リスク同様、こうした可能性を統計的な手法を活用し算出しております。

（注9）市場リスク資本枠とは

統合的リスク管理に基づく「リスク資本配賦運営」においては、リスクに対する備えとして自己資本を割り当てておりますが、このうち市場リスクに対して割り当てられた資本を超えないように設定した限度枠を「市場リスク資本枠」といいます。

市場リスク管理体制

当金庫グループの市場リスク管理体制は以下のとおりです。

- ・市場リスクの基本規程として「市場リスク管理規程」を制定し、市場リスク管理に関する組織、事務分掌及び職務権限等を定め、市場リスク管理体制の整備・確立を図ることにより、当金庫の健全性の確保と収益性の向上を図ることを目的としております。
- ・組織面では、市場リスク管理に関する主管部署と担当部門を明確に区分しております。具体的には、市場リスク量の算出を運用業務から独立した主管部門が行うなど、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。
- ・通常の市場リスク量の算出とは別に、定期的にバック・テスト、ストレステスト^(注10)等を実施することにより、当金庫グループの経営に与える影響度合いを検証しております。

（注10）バック・テスト、ストレステストとは

バック・テストとはリスク量の算出後、実際のマーケットでの損失実績とリスク量を比較し、リスク量が妥当であるかを検証することです。ストレステストとは実際のマーケットでは通常起こり得ないような事態を想定し、その損失の程度をシミュレーションすることです。

銀行勘定の金利リスク^(注11)に関するリスク管理の状況

金利リスクについては、その重要性を認識した上で様々な観点からリスク量を算出しており、貸出金、有価証券等の資産のみならず、預金等の負債を加えた銀行勘定全体で金利リスクをとらえております。

金利リスク量の算出における重要事項は以下のとおりです。

- ・当金庫グループが統合的リスク管理の枠組みの中で管理している市場リスクは金利リスク・株式リスク・為替リスク等であり、このうち金利リスクの部分が銀行勘定の金利リスクに該当します。

金利リスクの算定手法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

金利リスクの算出にあたり、ΔEVEが正となる通貨のみを単純合算しております。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

(f) スプレッドに関する前提

金利リスクの計測にあたり、割引金利やキャッシュ・フローにスプレッドは含めておりません。

(g) 内部モデルの使用等、ΔEVEとΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用しておりません。

(h) 前期の開示からの変動に関する説明

金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。

(i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

信用リスク・流動性等を考慮しながら、金利リスクの管理を行っております。

B. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項リスク管理では、市場VaRで計測されるリスク量が半期毎に設定される市場リスク資本枠の範囲内に収まっているかモニタリングしております。その他、過去のストレステストや一定の金利ショックが期間損益や自己資本比率に与える影響等もモニタリングしており、モニタリング結果については、資金証券部・リスク統括部が月次で計測し、ALM委員会・統合的リスク委員会及び常務会に報告しております。

（注11）銀行勘定の金利リスクとは

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける価値の変動等をいいます。銀行勘定の金利リスクとは、これを金融機関の貸借対照表に計上される資産・負債（オフ・バランス取引を含む）の価値の変動でとらえたものです。

株式等運用に関するリスク管理の状況

有価証券全体に占めるウェイトは低位ですが、当金庫グループは債券以外の運用として株式等を保有しております。

株式等の運用においては、「市場リスク管理マニュアル」及び「余裕資金運用基準」に則り、含み益の確保と安定した配当金の受領等、債券運用による収益の補完を基本的な運用方針とし、価格が一定の水準まで下落した場合の措置として「ロスカット基準・アラーム基準」を設定し、市場VaRによるリスク量の算出とともに、一段の価格下落による損失を回避する体制を整備しております。

また、当該取引に係る会計処理については、当金庫グループが定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正な処理を行っております。

■ オペレーショナル・リスク管理について

オペレーショナル・リスク管理方針

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
当金庫グループのオペレーショナル・リスク管理方針は以下のとおりです。
 - ・オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムの処理等における不適切な対応や外部環境の変化により損失を被るリスクのことです。具体的には、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを全体としてとらえ、総合的な管理態勢の強化に努めております。
 - ・組織面では、統合的リスク委員会他、各リスク委員会等におきまして協議・検討するとともに、定期的にまたは必要に応じ常務会、理事会等において、報告する体制を整備しております。
 - ・オペレーショナル・リスク量の算出においては、「標準的計測手法^(注12)」を採用しております。

(注12) 標準的計測手法とは
標準的計測手法とは、事業規模要素 (BIC) に内部損失乗数 (ILM) を乗じてオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法です。

- (2) BIの算出方法
金利要素 (ILDC)、役務要素 (SC) 及び金融商品要素 (FC) の3つを合計してBI (事業規模指標) を算出しております。
- (3) ILMの算出方法
自己資本比率告示第306条第1項第3号の規定に基づき、ILMの値に「1」を用いる方法を採用しております。
- (4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。
- (5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

事務リスク管理方針

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫グループは、この事務リスクを適正に把握および管理し、事務処理の適正化と向上を図ることによりお客さまとのトラブル・不祥事件の発生を未然に防止し、健全性の確保と収益性の向上に努めております。

事務リスク管理体制

当金庫グループは、健全性の確保と、収益性の向上を図ることを目的とし、「事務リスク管理規程」を定め適切な事務リスク管理を行う態勢整備に努めております。

- (1) 事務リスク主管部署である事務部ならびに事務リスク担当部署は「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」および「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、事務リスクに関するリスクを正確に把握・分析・評価するための態勢を整備し、事務リスクに関する施策を円滑に実行しております。
- (2) 事務水準の向上、事務処理の適正化を図るため、適宜、事務指導および研修を行っております。また、規程・要領の遵守状況をチェックするとともに、事故を未然に防止するための管理態勢等が確実に機能しているか検証し、事務の正確性維持および事故防止を図っております。
- (3) 事務リスク管理に関する状況等について、オペレーショナル・リスク管理部署へ報告するとともに、必要に応じ常務会ならびに理事会に報告しております。
- (4) 規程・要領について法令等に則っているか、現状に則しているか等を常に把握し、要領の内容を見直すとともに、事務リスクの所在を正確に把握し、事務リスクが発生することのないよう規程・要領の整備を図っております。

システムリスク管理方針

当金庫グループのシステムリスク管理方針は以下のとおりです。

システムリスクとはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、更にコンピュータが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫グループは、システムリスクを的確に把握・分析・管理し、適切にリスクを排除・軽減するためのシステム安全対策を講じ、情報資産の適切な利用・管理・保護態勢を確保することにより、業務の健全性及び適切性の確保と、収益性の向上に努めております。

システムリスク管理体制

当金庫グループでは、「システムリスク管理規程」、「セキュリティポリシー」

を制定し、業務の健全性及び適切性の確保や情報資産の安全性確保を目的として、適切なシステムリスク管理を行う態勢整備に努めております。

- (1) システムリスクの管理体制は、セキュリティ管理、システム管理、データ管理、ネットワーク管理で構成し、しんさん共同センターに委託している勘定系オンラインシステム、自金庫のホストコンピュータ、各種業務システム等のセキュリティ管理や運営管理を円滑かつ正確・安全に行うために必要な事項を定め、実行できる態勢を構築しております。
- (2) 大規模災害や不測の事故あるいはシステム障害等を想定した規程・要領・マニュアルを制定し、これらに基づく訓練を定期的に実施しております。
- (3) 「サイバーセキュリティ管理に関する基本方針」、「サイバーセキュリティ管理規程」、「サイバーセキュリティ対応マニュアル」を制定し、不正アクセス対策、盗難対策、ウイルス対策等システムの重要度、リスクの大きさに合わせて適切なセキュリティを確保・強化する態勢を構築しております。サイバー攻撃によるインシデント発生から復旧までの作業を円滑かつ効率的に実施し、インシデントによる影響を最小限にすることに努めております。

■ 流動性リスク管理について

流動性リスク管理方針

資金と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、資金確保が困難になったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義しております。

当金庫は、このリスクの特性に見合った適切な流動性リスク管理態勢の整備・確立に努めております。

流動性リスク管理体制

当金庫グループの流動性リスク管理体制は以下のとおりです。

「流動性リスク管理規程」及び「資金繰り管理マニュアル」等を整備し、不測の事態に速やかに対処できる体制を整えております。

組織面では流動性リスク管理に関する主管部署と担当部門を明確に区分し、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。

資金繰りリスクについては、担当部門が日次・週次・月次の資金繰り表に基づき資金繰りを行い、これを主管部署がチェックする体制を徹底しております。

ALM委員会および常務会に対し、四半期毎に支払準備率^(注13)の報告等を行っております。

(注13) 支払準備率とは

支払準備資産(現金、預け金、有価証券等)を定期性預金(含む譲渡性預金)の10%と要求性預金の30%の合計額で除したもので、預金の払い戻し資金がどの程度準備されているかを表す指標です。

■ その他のリスク管理状況について

派生商品取引・長期決済期間取引について

当金庫グループの派生商品取引(デリバティブ取引)の取扱いについては、固定長期貸出や外国為替等に係るリスクヘッジ^(注14)の目的で行う金利スワップ取引^(注15)、為替先物予約取引等があります。

派生商品取引には市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクに対しては、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺される形での管理、信用リスクに対しては、総与信取引における保全枠との一体的な管理によりリスクを限定するなど、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。

なお、本取引の管理については「デリバティブ取引運用基準」に則り、適切に管理しております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

(注14) リスクヘッジとは

リスクの防止あるいは軽減を試みることです。

(注15) 金利スワップ取引とは

同一通貨間で異なる金利を将来にわたって交換する取引のことで、最も一般的なものは、変動金利と固定金利を交換する取引です。

証券化^(注16) エクスプージャーについて

当該投資証券にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、市場流動性、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めております。なお、信用リスク・アセットの額の算出は標準的手法を採用しております。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

証券化エクスプージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は以下のとおりです。

格付投資情報センター (R&I)

日本格付研究所 (JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

(注16) 証券化とは

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫は、オリジネーターとしての証券化取引を行っておりません。また、有価証券投資の一環として購入する投資家としての証券化エクスプージャーも保有しておりません。

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期 c. 金額

(2)令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	216

注1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は2名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」177百万円、「賞与」12百万円、「退職慰労金」26百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。